

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

規制の名称： 農水産業協同組合貯金保険機構による報告の請求等

規制の区分： 新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 経営局金融調整課

評価実施時期： 令和2年12月～令和3年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

金融システムの安定に係る国際的な基準においては、グローバルな金融システム上重要な金融機関について、当該システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合に、その資産及び負債の秩序ある処理に関する措置を講ずることができる仕組みを整備することが求められている。

これを踏まえ、今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）に係る「秩序ある処理」に関する措置を講ずることに伴い、当該処理に係る業務を行う農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という。）が、平時から、農林中金等の業務や財産の状況を適時に把握できるようにするため、貯金保険機構の求めに応じ、農水産業協同組合が遅滞なく報告を行う仕組みを整備する必要がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

「秩序ある処理」に係る業務を行う貯金保険機構が、平時から、農林中金等の業務や財産の状況を適時に把握できるようにすること。

【課題発生の原因】

農林中金に係る「秩序ある処理」に関する措置を講ずることに伴い、当該処理に係る業務を行う貯金保険機構が、平時から、農林中金等の業務や財産の状況を適時に把握できるようにするため、貯金保険機構の求めに応じ、農水産業協同組合が遅滞なく報告を行う仕組みを整備する必要がある。

【規制の内容】

- ・ 貯金保険機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとし、
- ・ 当該報告又は資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならないこととする。

（既に資料の提出を求めることは可能となっており、新たに、業務又は財産の状況に関する報告を求めることを可能とするもの。）

【非規制手段との比較】

農水産業協同組合が貯金保険機構に報告する経済的インセンティブを与えたり、自発的な報告を促したりすることでは、貯金保険機構は、幅広く農水産業協同組合の業務又は財産状況を把握することが困難である。国際的な基準が求める内容に沿って、「秩序ある処理」に関する法制度を構築することに伴い、貯金保険機構を主たる実施主体として、農水産業協同組合の状況を主体的に把握できるようにしておく必要があるため、本規制を設けることが妥当である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

農水産業協同組合において貯金保険機構から求められた報告に対応するための費用が発生する。本規制により、仮に、貯金保険機構が農林中金に対し、今後の取引や財務状況の見込み等の貯金保険機構の業務に必要な情報について、年間1件の報告を求め、農林中金において、当該報告書の作成等に係る事務作業が5人日発生した場合、費用は以下のとおり。

事務作業費用 $1 \text{ 件} / \text{年} \times 5 \text{ 人日} / \text{件} \times 26 \text{ 千円} / \text{人日} \times \div 13 \text{ 万円} / \text{年}$

※厚生労働省「令和元年度毎日勤労統計」「産業別月間現金給与総額」「金融業・保険業」を21日で除して算出

【行政費用】

貯金保険機構において、農水産業協同組合に報告を求めることに伴う費用が発生する。本規制により、仮に、年間1件報告を求め、それに伴う事務作業が5人日発生した場合、費用は以下のとおり。

事務作業費用 $1 \text{ 件} / \text{年} \times 5 \text{ 人日} / \text{件} \times 20 \text{ 千円} / \text{人日} \times \div 10 \text{ 万円} / \text{年}$

※人事院「令和2年度国家公務員給与等実態調査」「平均給与月額」を21日で除して算出

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

貯金保険機構は、農水産業協同組合の業務又は財産状況を適切に把握することができることから、「秩序ある処理」に関する措置を円滑に実施することが可能となるが、有事に備えたモニタリングという性格から、その効果を定量的に把握することは困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果を定量的に把握することが困難であるため、便益を把握することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されられると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特段の副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

遵守費用及び行政費用が発生するが、当該費用は、最小限の事務コストにとどまる上、農林中金の経営破綻の未然防止を通じて金融システムの安定を図ることを目的としており、遵守費用の負担者である農水産業協同組合等はこの政策目的の受益者でもあることから、その負担は十分に受忍しうるものとなっている。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

—

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

以下の指標により費用及び効果を把握する。

- 本規制を根拠に報告を求めた件数
- 農林中金の財務状況の悪化に起因する金融システムの著しい混乱の発生件数